

# 利用料金減免規定

2019年4月1日  
沖縄県立玉城青少年の家  
所長決裁

## 第1条（規定の目的）

沖縄県玉城青少年の家管理運営に関する基本協定書（玉城青少年の家）第43条1項に基づき、県立玉城青少年の家の利用料金を減額し、又は免除する場合の判断基準として本規定を定める。

## 第2条（利用料金の定義）

利用料金とは、沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例別表(第14条関係)の定めによるものとし、以下のとおりとする。

区分	金額		
宿泊室	児童・生徒	1名1泊	320円
	一般・学生	1名1泊	630円
キャンプ場	児童・生徒	1名1泊	150円
	一般・学生	1名1泊	260円
研修室・訓練室	児童・生徒	1室1時間につき	150円
	一般・学生	1室1時間につき	370円
プレイホール	児童・生徒	1時間につき	370円
	一般・学生	1時間につき	730円

- 2 利用料金の免除が適用された場合でも、保険料、食事代、シーツ代等の実費負担が必要な経費については減免されない

## 第3条（減免の判断基準）

本規定に定める減免の判断基準は、以下の規定等を根拠とし運用する。

- (1) 沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（第49号）第15条
- (2) 沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則(教育委員会規則第8号)第4条2号
- (3) 平成24年3月28日教生第1861号にて通知された「青少年教育施設の利用者の範囲及び利用料金徴収（免除）の考え方」
- (4) その他、公益上特別な理由があると認められるときの所長判断

第4条（適用）

県立玉城青少年の家の利用料金減免適否判断については、以下の表1、表2、表3に基づくものとし、利用料金の免除を受けようとするものは、沖縄県立玉城青少年の家利用料金免除申請書（第4号様式）を指定管理者に提出するものとする。

<表1> 幼稚園、認定こども園

所属区分	利用の目的		利用料金 徴収・減額・免除	備考
幼稚園 認定こども園	児童	お泊り保育	免除	幼稚園の教育課程に基づく、教育活動として利用する場合にのみ免除  出席日数として取り扱われる場合は免除
		その他利用	徴収	出席日数、授業時数として扱われない場合は原則徴収
	引率者	お泊り保育	免除	児童生徒数の1割の人数  団体の児童、生徒数が5名未満の場合は、その引率者は1名のみ免除
		その他利用	徴収	

<表2>

小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、中等教育学校、高等学校

所属区分	利用の目的		利用料金 徴収・減額・免除	備考
小学校 中学校 高等学校 特別支援学校 中等教育学校 高等専門学校	児童 生徒	① 教育課程に基づく利用	免除	教育課程に基づく、教育活動として利用する場合にのみ免除
		② 出席扱いとなる利用		出席日数として取り扱われる場合は免除
		その他利用	徴収	上記に該当しない場合は、原則徴収
特別支援学校 中等教育学校 高等専門学校	引率者	① 教育課程に基づく利用での引率業務	免除	団体の児童、生徒数が5名未満の場合は、引率者は1名のみ免除
		② 出席扱いとして利用する生徒の引率業務		特別支援学校の介助者の人数については、要相談
		その他利用	徴収	
大学			徴収	免除対象外
沖縄県教育委員会		主催する研修での利用	免除	
沖縄県、沖縄県教育委員会から委託を受けた団体		主催する研修、事業での利用（委託事業）	原則徴収	研修、事業内容により判断する可能性があるが、委託費内で計上されている場合は徴収

<表 3 >

児童養護施設、障がい者手帳の交付を受けた者、3歳未満の乳幼児

所属区分	利用の目的		利用料金 徴収・減額・免除	備考
児童福祉法第41条に基づいた児童養護施設	児童	年間行事計画で計画された行事での利用	免除	
		その他利用	徴収	
	引率者	年間行事計画で計画された行事での利用	免除	
		その他利用	徴収	
身体障害者福祉法第4条及び児童福祉法第4条2項により障害者手帳を交付された者	利用者		免除	
	引率者		免除者数については、要介護者の人数に応じて柔軟に対応	原則1名の手帳交付者につき、介護者1名を免除とする
3歳未満の乳幼児			免除または、一部免除	食事代、シーツ代、薪代等の実費は徴収。

(附則)

令和元年10月1日に消費税改定に伴い第2条の料金を一部改定